

神戸市教職員組合 養護教員部との交渉議事録

1. 日 時：令和6年12月2日（月）17：27～17：57
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：
 - （市） 学校教育課長、学校教育課人権・教育振興係指導主事、教職員人事課長、教職員人事課人事係長、健康教育課長、健康教育課学校保健係長、健康教育課係長、教職員給与課長、教職員給与課労務制度係長、他1名
 - （組合） 副執行委員長、書記長、他4名
4. 議 題：2025年度 教育環境整備・労働条件改善に関する要求書の提出について
5. 発言内容：
 - （市） 養護教員部の皆さま方におかれましては、常日頃から、各学校現場において、児童生徒の健康管理・健康相談・保健教育や、救急処置・子どもたちの心のケア、さらには、環境衛生管理に至るまで、非常に幅広い業務を、使命感と責任感、そして、身をすり減らすような緊張感をもって、日々奮闘いただいていることに対しまして、改めて感謝申し上げます。

養護教員の働き方改革・多忙化解消の流れと、皆さま方の本分と言える、子どもたちの、心身の健康の維持増進、安全・安心とを、どう両立させるか、なかなかの難題ではありますが、少しずつ、一つずつ、一緒に解決の糸口を探っていけたらと思っております。
 - （組） 要求文6番「救護員の活用」について発言します。

校長会の周知については、前年度2月と今年4月に渡り、周知してくださっている状況について感謝しております。「修学旅行・校外学習の事務の手引き」にも根拠となる文章として明文化していただいたこと、また4月には「救護員の活用」について事務連絡を発出していただき、私たちの要望を目に見える形として反映していただき誠にありがとうございます。そして、宿泊行事における意向確認について今年度の養護教員部アンケートでは、昨年の30%から60%に上がりました。周知が進んでいることを実感いたします。全校の養護教員が意向確認することができるようにさらなる周知をお願いします。

救護員の利用促進についてですが、中学校では利用が2割にも達しておらず、非常に少ない状況はここ数年変わらない結果です。中学校の利用を増やす例として、例えば事前にわかっている出張などで養護教員が不在となる場合、学校が必要とする時に救護員を置くことができるようになれば救護員の利用が増えるのでは、と思いません。宿泊後の代休日においても同じです。学校の実情に合わせて、子どもの安心・安全のために、救護員の利用要件の拡充を切に願います。
 - （市） 宿泊行事の意向調査確認について、6割に上がったということで、非常に喜ばしいことだと思っております。昨年度の回答のさいは、来年はせめて半数以上になるように努めますと発言したところですが、これからさらに広がりますよう、周知を

図っていきたいというふうに思っております。また、修学旅行・校外学習の手引きの記載で、救護員の活動についての事務連絡については来年度も引き続き発信させていただきたいと思っております。最後に、代休日の救護員の派遣については、現在、宿泊を伴う行事の実施日において救護員を派遣することを想定、運用を行っております。代休日の派遣については、難しい状況ではありますが、課題については今後皆様方と協議しながら、整理していきたいと考えていきたいと思っております。いずれにしましても、子供たちの安全・安心を守るために事務局と学校が一体となって、教員はもちろん、養護教諭の皆さまと取り組むことが肝要と考えておりますので、今後もこのような意見交換できるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

(組) 救護員に関して取得しやすい環境を作ることは、学校現場においても制度面においても進めていく必要があります。また、複数配置校における救護員の課題として、本年度、養護教員が複数配置だから救護員は雇うことはできないと管理職に言われた学校がありました。「複数配置校において救護員は充てられない」ということではないので、管理職への更なる周知が必要だと思っております。

(組) 次に、教職員人事課への要求に移ります。

(組) 要求文4番「定年後の働き方」について発言します。

高齢層のスキルのある経験豊かな人材を現場に残すため、養護教員の短時間勤務の運用について要求します。現在、養護教員が選択できる枠はフルタイムと31時間のみですが、他都市では、様々な形態で働く養護教員の道が開拓され始めています。

養護教員部アンケートからは、大多数の養護教員がフルタイム以外の「短時間」で働く勤務形態を望んでいます。暫定再任用のフルタイム、暫定再任用短時間での31時間や他の時間枠の新設等による育児短時間勤務者とのマッチング、また退職して短時間で働きたい場合の会計年度任用として、既にある初任者研修・スクールヘルスリーダー、新しい働き方としての繁忙期の保健業務スタッフ、臨時養護教員のフォロー、急な欠員による短期間の養護教員派遣など、養護教員の人材を確保した働き方は様々あります。このようなさまざまなニーズに柔軟に対応できるよう、養護教諭補助員として退職養護教員が現職養護教員をサポートする雇用形態をぜひとも構築していただけないでしょうか。経験豊かな養護教員の有効活用をご検討ください。

(市) 養護教員における定年後の働き方につきましては、令和3年度より、養護教諭についても定年後の再任用の勤務形態として短時間勤務を導入し、希望調査を行っております。国から措置される定数を用いて、養護教員を配置しているところではありますが、いただいたご意見を踏まえて、学校の運営体制の支援であるとか、最大限の成果が得られるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

(組) 兵庫県は本年度より、県内にて短時間を希望とする退職養護教員2人を0.5+0.5=1という方式で学校の実情に応じて試験的に登用が始まっていると聞いております。順次、より良い働き方を模索しながら制度化していくとのこと。また他都市でも、会計年度職員で養護教諭補助員を採用しているところが増えていきます。現職をサポートする気持ちが十分で、働く意欲のある養護教員の人員を確保するという意

味でも、神戸市において柔軟な働き方の制度の構築を切に願います。

(組) では次に、健康教育課への要求に移ります。

(組) 要求文2番「学校内でのフッ化物応用」について発言します。2学期、9月より洗口液配布モデル校実施が始まっています。洗口液配布については、神戸教組が以前より提案していた「学校での実施以外の方法の検討」という点で「家庭において実施する」ということが口腔内の健康、むし歯予防などに家庭での関心・教育力が高まるのではないかと考え、洗口液配布モデル校の事業は、私たちも大変関心をもっています。

モデル校の進め方については、洗口液の配布には健康教育課で人員を充て対応してくださっていることや、アンケートの作成にあたってモデル校からの意見を反映し、学校に寄り添った形で進めてくれていることに感謝しています。ありがとうございます。

毎年確認していますが、私たちのとりくみの3本柱、①学校現場に医療を持ち込まない。②教職員はフッ化物応用の事業に携わらない ③薬物に頼らない歯科保健教育をすすめる です。

この柱をもとに、養護教員部組合員の声は一貫して「学校現場におけるフッ化物応用は必要ない」としてとりくんでいます。現場からの声は、学校で行うことだからと安心している保護者や子どもたちに、リスクや薬の副作用が生じた場合、学校への不信感が生まれるのではないかと、また実施は歯科医院や行政主体での方法はないのかという意見が多くあります。

令和7年の事業に関して、必ずモデル校の教員の声聞き、必ずアンケートの保護者の声を反映し、神戸教組の声も取り入れていただき、慎重に進めることを切に願います。私たちのとりくみの3本柱は毎年訴え続けています。そして神戸教組のとりくみを発信する中で、「教員は携わらない」ことが実現できていることは、全国では見られない画期的なとりくみだと、多くの地域から共感を得ています。毎年のことになりますが、3点を確認させていただきます。

(市) 小学校におけるフッ化物応用につきましては、健康局と一緒に進めている事業でございます。健康格差の縮小、子供たちの虫歯予防等の観点から個別の施策として展開しており、教育委員会事務局および学校園も協力して一緒に進めさせていただきたいと考えております。しかしながら、学校現場における先生方の多忙な状況を踏まえて、教職員に業務負担が生じないように実施するということは、大前提に考えており、子供たちが一番多く活動している学校という場所をお借りして、学校内の学童コーナーなどと同様に、場所を活用させていただきと考えております。

最後に歯科保健教育については子供たちの歯を守る上で、保護者や子供たちへのケア周知、必要不可欠なものであると考えておりますので、この方法や内容については、現場の声も丁寧に聴きながら、一緒に考えていきたいと思っております。

(組) むし歯は集団感染する感染症ではありませんので、フッ化物応用をむし歯の予防措置として、学校で集団を対象に一斉に行う緊急性や必要性はないと考えております。私たち教員は「教育でむし歯を減らす」ということを掲げ、薬に頼らない歯科保健教育

を進めています。そして学校の業務改善の視点からも、学校・家庭・地域で担うことを精選している中、フッ化物応用の事業に対して、本当に学校が担う必要があるのか、多くの予算を投じて行うこの事業がそもそも必要なのかというところにも視点を変えて、立ち戻りながら慎重に検討しなければならないと考えております。

(組) 要求文3番「検診器具の業者委託」について発言します。

今年度も予算内で、養護教諭単数配置などの学校に担当していただいていること、大変感謝しています。来年度以降も継続しての担当をお願いします。

全市オートクレーブの配置も、はや15年以上が経過しました。機器の不具合や故障などの問い合わせは入っていませんか？もし、故障した場合に新しいものに買い替えをしようとするとかかなりの大きな額となり、学校運営費で対応する余裕はありません。養護教員の中では、不安な声も聞かれるようになりましたが、どのようにお考えですか。

先ほどお話ししました基準に満たない学校への担当の他に、オートクレーブが故障した学校から順次業者委託に変更していくということを提案いたします。機器の故障は必ずやってきます。全市担当をしているので、今後機器の故障対応は数が増えることを見込み、対応についても事務局としてお考えいただきたいと思います。

検診器具の業者委託は、養護教員部組合員のすべてが願っており、養護教員の業務改善を大きく進めるものです。滅菌業務が勤務時間外に及ぶことは、働き方改革との逆行であり手だてを講じなければなりません。業者委託の道を本格的に模索していくために、例えばフッ化物事業のように「業者委託モデル校」を立ち上げ、検診器具を耳鼻科の器具(鼻鏡や耳鏡)に限定し、数校からでもぜひ始めていただきたいです。

子どもたちへの対応の時間を生み出す、感染症への対応と二次感染の危険回避、養護教員の業務改善など、養護教員の働き方にとって、大きな意義のある重要なとりくみです。これからの児童生徒の減少に伴う学校規模縮小の実情に合わせて、1,100人以上の基準を引き下げる検討と合わせてお願いします。

(市) 健康診断マニュアルの改訂や養護教員の業務改善の一環から、児童生徒1,100人に満たない学校へは平成28年度よりオートクレーブを段階的に導入し、令和3年度中に全ての学校園へ配置することができました。オートクレーブの維持・購入につきましては、学校の状況に合わせて、学校全体の中で計画的に調整をしていただけますとありがたく存じます。検診器具の業者委託につきましては、限られた予算の中で負担軽減に繋がる効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。なお、今年度は、児童数の推移や養護教員の配置人数を鑑み、基準に満たない小学校4校、中学校1校においても業者委託を行いましたので、ご理解いただけますと幸いです。

(組) 兵庫県内でも、全てまたは一部の検診科目の業者委託が実現している自治体があります。神戸市と人口が同程度である政令指定都市でも同じように完全または一部の業者委託をしています。神戸市も予算をさらに手厚くすることで拡充できるのではないのでしょうか。将来的には「全校実施」を目指して、引き続き検討をお願いします。

(組) 要求文5番「帯同看護師」について発言します。

帯同看護師については、養護教員部のアンケートで、担当された時間数で足りていると回答した学校は76%でした。今年、児童数300人未満の学校にも一定数の時間がいただけるようになったことは、とてもありがたかったです。また、時間が足りず追加担当を受けた学校が全体の13%でした。

その中で全体の11%の学校では、学校ごとの工夫がされており、例えば、校医の先生の厚意で無償の帯同をしていただいたり、校内の教員で対応したりするなど、担当が不足のままに検診を実施しているという実情がみられました。この追加担当が可能になっていることの周知に努めることで、できるだけ不足状態を解消できるようになればと思います。引き続き担当が足りていない学校への弾力的運用をお願いします。

また、私たちが求める交渉課題として、「帯同看護師制度を使える内科検診枠の新設」を求めます。昨年度から上半身着衣で受けることが原則となりました。スムーズに検診を進めるためには、聴診時に子どもに寄り添い、衣服のまくりあげをするという介助の人員が必要となっています。養護教員は全体の総括的役割をとるため、この介助的役割は担えず、それに専心できる人員が必要です。健康教育課からの通知では、それには「教員・養護教諭」が関わるようにと書かれていますが、人員不足の状況からも校内での教員の配置は困難な状況です。

そこで、教員ではなく検診の専門職である「看護師」がそれにあたるのが適切かつ最適と思われます。これらを鑑みて、ぜひこの内科検診の対応に帯同看護師制度が使える運用をお願いします。

(市) 円滑な健康診断を実施するにあたり、帯同看護師が重要であることは認識しております。令和6年度より、学校規模に関わらず全校の担当時間数を増加し、従来対象外だった児童生徒数300人未満の学校へも担当時間を割り当てさせていただいております。今後も引き続き、学校の実情に応じて追加担当への柔軟な対応を行ってまいります。担当時間数の引き上げおよび、内科検診への追加対応は予算上の問題から難しいところもございますが、引き続き検討してまいります。

(組) 学校現場の教員は、子どもの体に触れるということに対して大変気を遣うと、養護教員部のアンケートにありました。健康診断は学校全体で行うということが基本ですが、時代の流れもあって、教員が対応することについてとても慎重にならなければいけないという声の実情としてあります。その声からも、子どもや保護者にとって安心・安全な健康診断をスムーズに実施するには、帯同看護師の介助が最適だと考えます。

また担当時間の中で帯同看護師の検診科目を選ぶのは、学校によって必要な科目が違うため、耳鼻科・歯科に加え、内科が選択可能になることはとてもニーズが高いです。ぜひ検討をお願いします。

(組) 要求文8「就学時健康診断」について発言します。

就学時健康診断については、学校保健安全法に「市町村の教育委員会は就学させるべき者の健康診断を行わなければならない。」と明記されていますが、現状は各小学

校が教職員主体で担っています。

就学時健康診断の検査項目は内科・歯科、視力、教育相談と多岐にわたるため、健診日には在校児童を給食後に下校させて実施しています。特に小規模校では、入学してくる児童は少ないものの、検査項目は変わらないため、全職員で対応しても人員が足りない状況となり、大きな負担となっています。そのような状況ですが、小学校の教員にとっては入学してくる子どもの様子を見ることに就学時検診の意義を求めている声が多くあります。

これらのことを踏まえ、「健康診断と面接や教育相談を分けて実施する」ことを提案いたします。「健康診断」は、区ごとに区役所で乳幼児検診のような形で、事務局主体で行う、入学する子どもの様子を見るための「面接」「教育相談」は、各校で入学説明会などの際に合わせて実施することで、二つの学校行事を一つに集約できます。これをまずは、小規模校からモデル校として実施してはどうでしょうか。このような実施方法に変更することで、小規模校における「区合同検診」が実現し、各校における校医との日程調整や準備・運営・片づけ・事務処理などの業務全般などがなくなります。そして入学説明会と合わせた教育相談の時間を十分確保して実施することができ、小規模校にとっては大きな負担軽減につながると考えます。ご検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(市) 就学時健康診断の目的は、就学予定者に対し健康診断を行うことにより、心身の状況を把握し、治療の勧告、その他保健上必要な助言や、適正な就学についての指導を行うことで義務教育の円滑な実施に資するために行われるものでございます。

就学時健康診断は新1年生を迎えるための学校行事の一つとして位置づけ、校長をはじめとする全教職員により実施していただいているものであり、養護教員だけに負担がかからないよう、学校全体で役割分担して実施していただきたいと考えております。また、新1年生となる子供達や保護者にとっても、4月から通う小学校で実施するということが、大変意義があるものと考えております。健康診断票を事前に送付し、受付時の事務と時間の軽減を図り、視力検査については、保護者へ練習のお願いの文書も案内に同封するなど、業務改善に努めているところでございます。近隣の小学校や保育所など他校で実施することによる保護者の距離的・精神的な負担感に対してどのように対応していくかが課題になると考えております。具体的な提案は今後もお伺いしてまいりたいと考えておりますが、引き続き学校全体で協力して、就学児健康診断については、実施していただきたいと考えております。